

フランス事後の違憲審査制の手続的諸問題

— 憲法六一条の一の適用に関する組織法律の制定過程を通して —

池 田 晴 奈

目次

はじめに

第一章 国民議会第一読会における審議過程

一 政府提出組織法律案

二 国民議会第一読会での論議

三 国民議会第一読会で修正された法律案

第二章 元老院第一読会における審議過程

一 元老院第一読会での論議

二 元老院第一読会で修正された法律案

第三章 国民議会第二読会における審議過程

フランス事後の違憲審査制の手続的諸問題

同志社法学 六四卷七号

八八九 (二九一五)

一 国民議会第二説会での論議

二 国民議会第二説会で修正された法律案

第四章 組織法律に関する憲法院判決と制定後の事後審査の動向

一 二〇〇九年二月三日憲法院判決

二 二〇一〇年三月一日組織法律施行後における事後審査の動向

むすび

はじめに

フランスは二〇〇八年憲法改正により、事後的違憲審査制を導入した^①。これにより、フランスでは、発効前の法律の事前審査と合わせて、既に発効している法律に関する事後審査を同じ憲法院が行うことになった。事後審査制を規定した憲法六一条の一に関しては、その適用に関する組織法律によって具体的な手続が定められた。市民によって通常裁判所に提起された憲法問題は、「コンセイユ・デタまたは破毀院からの移送」によって憲法院に付託されることとなった。

憲法改正の議会審議では、憲法院に事後審査制を導入することについて、アメリカの連邦最高裁判所、ドイツの連邦憲法裁判所およびヨーロッパ人權裁判所との比較で議論が行われていた^②。フランスは、一九五八年憲法により事前的違憲審査制を採用している。違憲審査制度の類型では、フランスの制度は、日本およびアメリカなどで行われている具体的審査ではなく、ヨーロッパの多くの国で採用されている抽象的審査に属しているが、一九五八年当初、抽象的審査の代表的なドイツの違憲審査制の仕組みとは異なっていた。

フランスの制度は、立法制定過程の中で事前に法律の合憲性審査を行うのであって、ドイツにおいて、事後に個人が

直接に連邦憲法裁判所に対して提訴する憲法異議や、裁判所や政治的機関が連邦憲法裁判所に対して憲法問題の判断を求める規範統制とも異なり、独自の制度を貫いていたのである。

憲法院に新たに導入された事後審査制も、ドイツにおける憲法異議とも、個人がヨーロッパ人權裁判所に対して直接に提訴できる仕組みとも異なる^③。フランスでは、審判後の法律の合憲性について問題を提起するのは、裁判所でも政治的機関でもなく、市民であるが、憲法院への移送を決めるのは裁判所である。また、憲法改正の審議では反対意見もあつたが、憲法院が審査できる対象の法律は制限されることなく、憲法院は全ての法律について判断できることが定められた^④。

この憲法改正により創設された憲法六一条の一を实效させるには、同条の適用に関する組織法律の制定を待たなければならなかつた。憲法改正の翌年、二〇〇九年一月四日に、憲法六一条の一の適用に関する組織法律は、議会で可決・成立し、後述の通り、同年一月三日に憲法院により合憲判決を受けた^⑤。その後、同組織法律は、この判決を受け、若干の修正が加えられた後に制定された。

そこで、本稿では、まず、破毀院またはコンセイユ・デタから憲法院への移送手続はどのように規定されたのか、憲法六一条の一の適用に関する組織法律の制定経緯について具体的に見ていくこととしたい。次に、市民の提訴に基づく初めての憲法院判決を端緒に手続上の問題を取り上げる。最後に、むすびとして、事後審査制の行方について触れることとしたい。

第一章 国民議会第一読会における審議過程

憲法六一条の一の適用に関する組織法律案は、二〇〇九年四月八日に国民議会第一読会に提出された。その後、同法律案は六月三日にワルスマン (J.-L. Walsmann) を委員長とする法律委員会に付託され、九月三日に、同委員会は報告書を提出した。九月一日に、国民議会第一読会は同法律案について審議し、同日、修正案が国民議会第一読会において採択された。

一 政府提出組織法律案

国民議会第一読会に提出された組織法律案は次の通りである（以下、右線部分は、修正に関わる箇所である。また、亀甲括弧は筆者の注である）。なお、本稿では、手続について主に定めている、本法律案第一条を取り上げることとする。「第一条 憲法院に関する組織法律を定める一九五八年一月七日オールドナンス第五八一〇六七号第二編第二章の後に、次のように定められた第二章の二を付け加える。

《第二章の二 合憲性の問題について》

第一節 コンセイユ・デタまたは破毀院に属する裁判所に適用される諸規定

第三条の一 ①コンセイユ・デタまたは破毀院に属する裁判所に、法律の規定が憲法によって保障される権利および自由を侵害することに基づく申立理由 (moyen) は、別個かつ理由を付した文書によって提起され、当該文書がない限り不受理となる。この申立理由は、控訴審において初めて提起することができる。それは職権で行うことはできない。

②破毀院に属する裁判所において〔第一項の〕申立理由が提起された場合であつて検察官が訴訟当事者でないときは、

その意見を述べる機会を付与するため、当該事件につき、検察官に通知するものとする。

③〔第一項の〕申立理由が刑事の予審の間に提起される場合には、第二審の予審裁判所がそれを付託される。

④〔第一項の〕申立理由は重罪院に提起することはできない。第一審で重罪院によって下された判決（decision）に対して控訴する場合には、申立理由は、控訴の申出を付随する文書の中で提起することができる。この文書は、直ちに破毀院に移送される。

第三条の二 ①裁判所は、次の「全ての」要件を満たす場合には、コンセイユ・デタまたは破毀院へ合憲性の問題を移送する。

一 異議を申し立てられた規定が、「当該」訴訟の問題もしくは「当該」訴訟手続の有効性に影響するか、または提訴理由を構成すること。

二 事情の変更があるときを除いて、異議を申し立てられた規定が、以前に憲法院判決の理由および主文において合憲であると宣言されていないこと。

三 問題が重大な性質を欠いていないこと。

②いずれの場合でも、裁判所は、同様の方法で、憲法およびフランスが締結した国際協定に対する当該規定の適合性に異議を述べる申立理由を付託されるときには、万一の場合には、憲法八八条の一から生じる要請の留保の下で合憲性の問題について最初に判決をしなければならない。

③〔当該合憲性の〕問題の移送についての判決は、コンセイユ・デタまたは破毀院に、その言い渡しから八日以内に、当事者の趣意書または申立書とともに送達される。この判決は、いかなる上訴も受け入れられない。問題の移送の拒否に対して、訴訟の全部または一部を解決する判決に対する上訴の場合においてのみ異議を申し立てることができる。

第三条の三

①裁判所が問題の移送を判決すると、裁判所は、コンセイユ・データもしくは破毀院の判決、または憲法院に付託された場合にはその判決を受領するまで判断することを延期する。予審裁判所の判決は延期されず、裁判所は、必要な仮措置または保存措置を取ることができる。

②ただし、人が訴訟手続を理由に自由を奪われている場合、および訴訟手続が自由を剥奪する措置を終わらせる目的がある場合には、判決をすることは延期されない。

③裁判所は、法律もしくは規則が一定の期日以内または緊急に判決することを規定している場合には、合憲性の問題に関する判決を待つことなく、判決をすることができる。第一審の裁判所が待つことなく判決を下す場合、およびその判決に対して控訴される場合には、控訴裁判所は、判決を下すことを延期する。ただし、控訴裁判所が一定の期間または緊急に判決を下す場合は、判決を延期できない。

④さらに、当該延期が、当事者の諸権利について回復できない、または明らかに過度の結果を引き起こすときには、問題の移送判決をした裁判所は、緊急に解決すべき争点について判決をすることができる。

⑤原審の裁判官が、コンセイユ・データもしくは破毀院の決定を待つことなく、判決をしたときに、破毀申立が行われた場合には、合憲性の問題についての判決が下されるまで、破毀申立に関わるすべての判決は延期される。当事者が訴訟手続を理由に自由を奪われているとき、および破毀院が一定の期間内に判断を行う旨の法律の定めがあるときには、この限りでない。

第二節 コンセイユ・データまたは破毀院に適用される諸規定

第三条の四 第三条の二または第三条の一最終項で規定される移送の受領から三ヶ月以内に、コンセイユ・データ

または破毀院は、合憲性の問題を憲法院に移送することについて判決をする。この移送は、第二三条の二〔第一項〕第一号および第二号に規定される要件が満たされるとき、かつ異議を唱えられた規定が新しい問題を提起し、または重大な性質を示すときには、移送を行う。

第二三条の五 ①法律の規定が憲法によって保障される権利および自由を侵害していることに基づく申立理由は、破毀の初回を含めて、コンセイユ・デタまたは破毀院での〔当該〕訴訟手続において提起することができる。申立理由は、別個かつ理由を付した文書によって提起され、当該文書がない限り不受理となる。それは、職権で行うことはできない。

②コンセイユ・デタまたは破毀院は、第二三条の二〔第一項〕第一号および第二号に規定される要件が満たされるとき、かつ異議を唱えられた規定が新しい問題を提起し、または重大な性質を示すときには、合憲性の問題を憲法院に付託する。

③憲法院に付託したときには、コンセイユ・デタまたは破毀院は、憲法院が判決するまで判断することを延期する。当事者が訴訟手続を理由に自由を奪われているとき、および破毀院が一定の期間内に判断を行う旨の法律の定めがあるときは、この限りでない。

第二三条の六 ①破毀院の院長 (premier president) は、一三条の二および二三条の一の最終項に規定された移送の名宛人である。二三条の五に記載され、破毀院での訴訟手続の中で存在する趣意書は、同様に破毀院の院長に移送される。

②〔破毀院の〕院長は、直ちに検事総長に通知する。

③破毀院の判決 (arrêt) は、院長が議長を務める法廷 (formation) ならびに部 (chambre) の部長および特別に関わった各部に所属する二名の判事 (conseillers) が構成する法廷によって下される。

④しかし、院長は、解決が不可欠である場合には、自らが議長を務める法廷および特別に関わった部長が務める法廷に当該問題を送り返すことができる。

⑤前二項の適用のために、院長は、破毀院の部長から任命する代理が務めることができる。部長は、部の判事から任命する代理が務めることができる。

第三三条の七 ①憲法院に付託するコンセイユ・デタまたは破毀院の判決は、当事者の趣意書または申立書とともに、憲法院に送達される。憲法院は、コンセイユ・デタまたは破毀院が合憲性の問題を憲法院に付託しないことを判決した場合には、理由を付した判決の写しを受領する。

②コンセイユ・デタまたは破毀院の判決は、当該判決の八日以内に、合憲性の問題を移送した裁判所に伝達され、かつ、当事者に送達される。

第三節 憲法院に適用される諸規定

第三三条の八 憲法院は、本章の諸規定に従って付託され、直ちに共和国大統領、首相、国民議会議長および元老院議長に通知する。通知を受けた者は、憲法院に対して、合憲性の問題について所見を送達することができる。

第三三条の九 憲法院は、付託から三ヶ月以内に判決をする。当事者は、対審で意見を述べることができる。憲法院の内部規則によって規定される特別な場合を除いて、法廷は公開である。

第三三条の一〇 ①憲法院の判決は、理由を付す。当該判決は、当事者に送達され、コンセイユ・デタもしくは破毀院、または場合によっては合憲性の問題が提起された裁判所にも送達される。

②憲法院は同様に、共和国大統領、首相、国民議会議長および元老院議長に判決を伝達する。

③憲法院の判決は、官報で公示される。

第三條の一 合憲性の問題が憲法院に付託されたときに、司法扶助の名で参加する裁判補助職の報酬に対する交付金 (contribution de l'Etat) は、規則で定められる方式に従つて増額される。⁶⁾

二 国民議會第一読会での論議

ワルスマン法律委員会の報告⁷⁾をもとに、次の主たる諸問題について見ていく。

(1) 合憲性の問題の審査対象と提訴時期

二〇〇八年憲法改正で制定された憲法六一條の一において、既に訴訟手続に関する一定の要件が明示されている。同條は、「憲法によつて保障される権利及び自由」が侵害された場合に限定しているため、法律と規則の権限分配に関する規定のように、公権力に関する問題は事後審査の対象から排除される。⁸⁾

この点は、憲法問題について裁判所に提訴できるよう市民に新たな権利を与えることが、今回の事後審査制導入の目的であつたことを示している。これまでの違憲審査制は事前であるが故に、憲法問題の提訴権者は政治的機関に限定され、制定された法律がたとえ市民の権利および自由を侵害しているとしても市民は提訴できなかった。法治国家にとつてこのような状況は望ましくないと考え、それを打開するために、事後審査制が導入されたといえる。⁹⁾

また、憲法六一條の一は、合憲性の問題の提起の時期を「裁判所に係争中」に限定していることから、組織法律案は裁判所などの段階でも合憲性の問題を提起できることを規定する。第一審裁判所は、一般法領域の大審裁判所、違警罪裁判所、行政裁判所から、特別法領域の労働裁判所、商事裁判所、少年裁判所、農事賃貸借同教裁判所、社会保障事件裁判所などが想定される。¹⁰⁾

ただし、次の点は制約する¹¹⁾。権限裁判所、高等法院および高等仲裁院は合憲性の問題を提起する機関としては除かれており、政府構成員の刑事責任について判断する共和国法院は、破毀院の系統に属すると考えられている。また、重罪院に関しては、その判決に対して上訴する場合に合憲性の問題を提起することができ、当該問題は即時に破毀院に移送される。

(2) 合憲性の問題の名称

次のような理由から、一九九〇年の憲法院改革案、それを受けた二〇〇八年憲法改正のために設置されたバラデュール委員会¹²⁾では、事後審査制について、「違憲の抗弁 (exception d'inconstitutionnalité)」と表現されていたことが、二〇〇八年憲法改正では、「合憲性の問題 (question constitutionnalité)」と変わり、さらに、後述の通り、「合憲性の優先問題 (QPG : question prioritaire de constitutionnalité)」と変更されるのである。

二〇〇八年憲法改正では、提訴権者を訴訟当事者に限定しているために、裁判官は合憲性の問題を提起できない点について、一九九〇年の憲法院改革案で既に検討されていたことを委員会は指摘する。裁判官が直接、合憲性の問題を判断できないことから、訴訟手続における抗弁 (exception) とは異なるという¹³⁾。抗弁は、訴訟において一時的な防御方法であり、訴訟当事者によって提起され、訴訟が再開される前に優先的に判断される。この抗弁は、問題の本質について付託された裁判官が判断するので、合憲性の問題について移送を行う手段とは異なるのである¹⁵⁾。

また、合憲性の問題は、二〇〇八年憲法改正案の際に使用された用語である「合憲性の先決問題 (question préjudicielle de constitutionnalité)」¹⁶⁾とも異なる点が指摘される¹⁷⁾。先決問題は、訴訟の解決を導くためにしか審査されず、すなわち、裁判官は他のすべての問題に答えるためにその問題を考慮する。それに対して、合憲性の問題は提起されることによって、裁判所は個々の事件とは別個に移送を行うのであり、憲法院が下した判決は、すべての人 (erga

omnes) に対する判断であつて、先決の名で付託された裁判所による判決とは異なるのである。⁽¹⁸⁾

さらに、違憲の抗弁とも先決問題とも異なる合憲性の問題の特殊性は、条約審査の問題よりも優先されなければならない点から、この新たな制度の性質をより明確にするために「優先 (priority)」の性格を示す必要性にも、委員会は触れている。⁽¹⁹⁾

(3) 二重のフィルター制度と裁判官の権限

先述の通り、裁判官は職権で合憲性の問題を提起できないが、訴訟当事者により提起されたときには、例えば破毀院の院長 (Premier president) および法院検事長 (Procureur général) はその聴取において権限が発揮される。⁽²⁰⁾

下級裁判所からコンセイユ・デタまたは破毀院に移送するフィルター作用は、オーストリアやドイツから学び、憲法院に委ねられる合憲性の問題の数を効果的に調整し、申立てが集中することを避けるためである。このフィルター制度がかえつて事後審査制の成功を阻むことのないように、コンセイユ・デタまたは破毀院の移送判断については期日を設けており、このような期日を置くことによって、両裁判所はフィルターとしての役割を理解し、実践するようになる。⁽²¹⁾

移送に関しては、三つの基準を設けている。一つは、異議を申立てられた規定が、「当該」訴訟もしくは「当該」訴訟手続に適用されるか、または提訴理由を構成するかである。二つは、以前に憲法院判決の理由および本文において合憲と判断されていないこと、三つに、問題が重大な性質を欠いていないことである。このようなフィルターの仕組みは、憲法院に対して適切に付託されることを確かに保障するものと考えられている。⁽²²⁾

また、市民にとっては重大な性質がある訴訟が、最高裁判所で「新しい」性質または「重大な」性質をもたないと判断され、憲法院への移送を拒否されないようにする必要がある点を、委員会は指摘する。⁽²³⁾ 異議を申立てられた規定が既に憲法院によって合憲と判断されていないかという基準のみで十分であり、そもそも、下級裁判所と最高裁判所の基準

は同じにすることも考えられていた。⁽²⁴⁾しかし、同じ基準にすると、最高裁判所の存在が下級裁判所と同列になってしまうために違いを設けていることも述べている。⁽²⁵⁾

(4) 憲法院判決の効力

憲法六二条二項が憲法改正によって、「憲法院は、〔違憲と判断された〕当該規定が生み出す効力を再び審査するための条件と制限を決定する」と規定されたことを、委員会は指摘する。⁽²⁶⁾違憲と判断された法律の効果が発生する時期を調整し、このように単なる廃止とは異なるこのような機能によって、立法府は新たな法律の規定を作成できる利点がある。

(5) 通常裁判所における移送審査の期間

下級審裁判所で判決期日を設けないことについて、委員会は次のように述べる。⁽²⁷⁾裁判所が最も短い期日で合憲性の問題の移送を判断することになると、理屈では、当該問題の判断を下すために、裁判官が事件を現状のままにしようとすることを何も禁じない恐れがある。訴訟当事者の利益は、迅速に裁判所によって移送の審査を受けることである。裁判所が移送の基準を満たしているか評価するためには「期日なく」移送を判断する必要があると考えられた。⁽²⁸⁾しかし、遅延を防ぐために、委員会は最大二ヶ月という期限を提案したのである。⁽²⁹⁾

(6) 条約審査より優先される合憲性審査

委員会は、フランスにとって国際協定が訴訟当事者にとって非常に重要な保障をもたらすことは珍しくないことを指摘する。⁽³⁰⁾ヨーロッパ人権条約と憲法の保障する領域の大部分は重なり合っており、憲法六一条の一によって、権利および自由に関する訴訟は国内を中心に発展するようになる。そこで、憲法ブロックによって承認された権利および原則の特性は、訴訟当事者にとって、より具体的な結果となって表われる。憲法優位およびフランスの法秩序を中心とした規範階層の強化を保障する手段として、合憲性の問題の成功およびその普及は訴訟手続にかかっている。この観点から、

組織法律案は合憲性の問題にとつて重要な内容を保障しなければならないというのである。⁽³¹⁾ フランスでは条約審査が行われており、国際法規範が国内法規範に優先されるといふ「規範のパラドックス」を、合憲性の問題は改善することが期待される。⁽³²⁾ そのため、組織法律案は、合憲性の問題を条約審査よりも優先させる規定を設けたのである。

三 国民議会第一読会で修正された法律案

以上のような検討の結果、国民議会第一読会における主な修正箇所は、憲法六一条の一の適用に関する組織法律一条の「一九五八年一月七日オールドナンス第五八一〇六七号第二編第二章の二」における次の箇所である。⁽³³⁾

「第二章の二 合憲性の優先問題」

「第三条の一 ④〔第一項の〕申立理由は重罪院に提起することはできない。第一審で重罪院によつて下された判決 (arrêt) に対して控訴する場合には、申立理由は、控訴の申出を付随する文書の中で提起することができる。この文書は、直ちに破毀院に移送される。」

「第三条の二 ①裁判所は、次の〔全ての〕要件を満たす場合には、コンセイユ・デタまたは破毀院への合憲性の優先問題を直ちにかつ二ヶ月以内に移送する。

一 異議を申し立てられた規定が、〔当該〕訴訟もしくは〔当該〕訴訟手続に適用されるか、または提訴理由を構成すること。…

② いずれの場合でも、裁判所は、憲法によつて保障される権利および自由、ならびにフランスが締結した国際協定に対する法律の規定の適合性に異議を述べる申立理由を付託されるときには、コンセイユ・デタまたは破毀院に対する合憲性の問題の移送について最初に判決をしなければならない。…

④裁判所が申立の提起から二ヶ月以内に当該問題について判断しない場合、全ての訴訟当事者は、一ヶ月以内にコンセイユ・データまたは破毀院に合憲性の優先問題を付託することができ、同じ期日で当該裁判所にそれを通知する。」

「**第三条の三** ①問題が移送されると、裁判所は、コンセイユ・データもしくは破毀院の判決、または憲法院に付託された場合にはその判決を受領するまで判断することを延期する。予審裁判所の判決は延期されず、裁判所は、必要な仮措置または保存措置を取ることができる。…

③裁判所は、法律もしくは規則が一定の期日以内または緊急に判決することを規定している場合には、合憲性の優先問題に関する判決を待つことなく、判決をすることができる。第一審の裁判所が待つことなく判決を下す場合、およびその判決に対して控訴される場合には、控訴裁判所は、判決を下すことを延期する。ただし、控訴裁判所が一定の期間または緊急に判決を下す場合は、判決を延期できない。…」

「**第三条の四** 第三条の二または第三条の一最終項で規定される移送の受領から三ヶ月以内に、コンセイユ・データまたは破毀院は、合憲性の優先問題を憲法院に移送することについて判決をする。この移送は、**第三条の二**（第一項）第一号および第二号に規定される要件が満たされるとき、かつ問題が新しい、または重大な性質を示すときに行う。」

「**第三条の五** …

②いずれの場合でも、コンセイユ・データまたは破毀院は、憲法によって保障された権利および自由、ならびにフランスが締結した国際協定における法律の適合性に異議を述べる申立理由を付託される場合には、合憲性の問題を憲法院に移送することについて最初に判決をしなければならない。」

③コンセイユ・データまたは破毀院は、申立理由の提起から三ヶ月以内に判決をする。憲法院は、**第三条の二**（第一項）

第一号および第二号に規定される要件が満たされるとき、かつ問題が新しい、または重大な性質を示すときには、合憲性の優先問題について付託される。

④憲法院に付託したときには、コンセイユ・デタまたは破毀院は、憲法院が判決するまで判断することを延期する。当事者が訴訟手続を理由に自由を奪われているとき、および破毀院が一定の期間内に判断を行う旨の法律の定めがあるときは、この限りでない。」

「**第三条の七** ①憲法院に付託するコンセイユ・デタまたは破毀院の判決は、当事者の趣意書または申立書とともに、憲法院に送達される。憲法院は、コンセイユ・デタまたは破毀院が合憲性の優先問題を憲法院に付託しないことを判決した場合には、理由を付した判決の写しを受領する。コンセイユ・デタまたは破毀院が**第三条の四**および**第三条の五**に規定された期限内に判断しない場合には、当該問題は憲法院に移送される。」

②コンセイユ・デタまたは破毀院の判決は、当該判決の八日以内に、合憲性の優先問題を移送した裁判所に伝達され、かつ、当事者に送達される。」

「**第三条の八** ①憲法院は、本章の諸規定に従って付託され、直ちに共和国大統領、首相に通知する。通知を受けた者は、憲法院に対して、合憲性の優先問題について所見を送達することができる。国民議会議長および元老院議長も同じく、憲法院によって通知される。」

②ニュー・カレドニアの地方法律 (loi du pays) の規定が合憲性の優先問題の対象となるときには、憲法院はニュー・カレドニア政府の大統領、議会議長 (président du congrès)、各州議会議長 (présidents des assemblées de province) にも同様に通知する。」

「**憲法二三条の八の一** 憲法院が合憲性の優先問題を付託された場合においては、それが提起された訴訟手続が何ら

かの理由で消滅したときであっても、当該問題の審理には影響を及ぼさない。」

「第三条の二〇 ①憲法院の判決は、理由を付す。当該判決は、当事者に送達され、コンセイユ・デタもしくは破毀院、または場合によっては合憲性の優先問題が提起された裁判所にも送達される。

②憲法院は同様に、共和国大統領、首相、国民議会議長および元老院議長に、第二三条の八最終項に定められた場合には、先述の規定に記載された機関にも、判決を通知する (notify)。

③憲法院の判決は、官報で公示され、場合によってはニュー・カレドニアの官報にも公示される。」

第二章 元老院第一読会における審議過程

国民議会第一読会による修正案は、二〇〇九年九月一五日に元老院第一読会、ポルトゥリ (H. Portelli) を委員長とする法律委員会に付託され、九月二九日に、同委員会は報告書を提出した。一〇月一三日に、元老院第一読会は同修正案について審議し、同日、修正案が元老院第一読会において採択された。

一 元老院第一読会での論議

ポルトゥリ法律委員会は、国民議会第一読会での修正を受けて、次の問題について報告している。³⁴⁾ 主に次の諸問題を
取り上げ、その点について見ていく。

(1) 合憲性の問題の名称

憲法六一条の一で導入された事後審査制の名称が、「合憲性の優先問題 (question prioritaire de constitutionnalité)」と表記され、「優先 (Prioritaire)」の語が新たに加わっている点について、委員会は報告する。⁽³⁵⁾「優先」という語は、法律の規定の違憲性を引き出す手段が他の全てより早く早く審査されることを示唆する。この名称は、先述の通り、「違憲の抗弁 (exception d'inconstitutionnalité)」から「先決問題 (question préalable)」および「先決問題 (question préjudiciale)」を経て、「合憲性の問題 (question de constitutionnalité)」へと変わってきている。「違憲の抗弁」については、憲法六一条の一により導入される制度はアメリカの制度のように訴訟において憲法問題が提起される「抗弁」とは類似しない。また、question préalableとする「先決問題」についても、議会議法における用語は訴訟手続にはふさわしくなく、question préjudicialeとする「先決問題」も、訴訟前に訴訟法上の解決が他の裁判所に移送される点で適さない。従って、「合憲性の問題」が適しており、さらに「優先」と付けることで、新たな手続の独創性を強化することができると委員会は支持するのである。⁽³⁶⁾

(2) 裁判官の職権による提起

次に、裁判官が職権で合憲性の優先問題を提起できない点が指摘される。⁽³⁷⁾ 破毀院などでは既に法律の条約審査で違反とわかっている法律が適用されてしまう。ドラゴ (G. Drago) が、裁判官が憲法問題を提起できない点について、裁判官の権能の市民権喪失 (capitis diminutio) とまでいふことに、委員会は触れる。しかし、委員会は、次の点からこのような批判を和らげることができると述べる。⁽³⁸⁾ まず、訴訟当事者である場合には検察官が合憲性の問題を提起することができる。また、合憲性の優先問題が提起された後に、当該訴訟が消滅しても影響なく、憲法院は審査することができる。さらに、裁判官の機能として判決理由 (ratio legis) において反論することができるのである。

(3) 条約審査より優先される合憲性審査

条約審査よりも合憲性審査を優先する点について、委員会は次のように報告する。⁽³⁹⁾ 条約審査が合憲性審査よりも基本的諸権利を効果的に保護するために効率的であり、より利用されているのは明らかだとするランマンダ (V. Lamanda) の見解を紹介する。しかし、元老院は国民議会の修正を支持するという。その理由として、まず、二〇〇七年のリスポン条約に関する憲法院判決⁽⁴⁰⁾で、「国内法秩序の頂点としての憲法の地位」が再確認されたことを挙げる。⁽⁴¹⁾ そのほか、合憲性審査と条約審査の明確な違いについて、合憲性審査は憲法院が独占的に判断を下すことで強固にしていけることができるが、条約審査は司法裁判所および行政裁判所の各系統で様々に審査が行われることである。合憲性の問題の受理可能性に与えられる優位は、裁判官が条約審査を行うことを全く問題としない。憲法院が申立てを受理すれば、条約審査の対象とならず、反対に、憲法院が申立てを拒否したり、異議を唱えられた規定が憲法に合致すると判断したりすれば、条約審査が行使されるのである。

また、合憲性の問題に与える優位性は、ヨーロッパ人權裁判所への付託とともに新たな審査類型の構成に不可欠なメカニズムである。⁽⁴²⁾ ヨーロッパ人權裁判所への付託は、国内裁判所での訴訟を尽くすことが要件である。最終手段である憲法院で憲法裁判官が違憲性を否定すれば、ヨーロッパ人權裁判所は付託を受ける。申立人は、国内で訴訟を尽くしていないと批判される危険性が除去されるのである。

(4) 二重のフィルター制度と移送期間

国民議会第一読会は、移送の判断について、下級裁判所に二ヶ月の期限、最高裁判所に三ヶ月の期限を設け、手続の迅速さを保障しようとした。しかし、委員会は、均衡の点から問題を指摘する。⁽⁴³⁾ 最高裁判所は委ねられた問題を慎重に形式しか見ないのに対し、憲法院は万一の場合には異議を唱えられている法律の規定を廃止するために、期間内に内容

を吟味しなければならぬ。期限を設けると、下級裁判所が移送判決の受理可能性の要件を審査せずに期間を計画的に経過させるひとまじめに問題を移送する場合が懸念される。そうすると、最高裁判所は飽和し、訴訟手続が著しく伸びてしまう。そこで、委員会は、合憲性の問題の移送は「直ちに」判断することを提案する⁽⁴⁴⁾。手続を迅速にする必要性と憲法六一条のの内容を保障するためである。期限を設けないことで、多数の訴訟規則の中に柔軟に取り入れることができる。同じ問題が複数の裁判所で提起された場合には、同様の問題は最高裁判所で一括して判断するのである。

二 元老院第一読会で修正された法律案

以上のような検討の結果、元老院第一読会における主な修正箇所は、憲法六一条の一の適用に関する組織法律一条の「一九五八年二月七日オールドナンス第五八一—〇六七号第二編第二章の二二における次の条文である⁽⁴⁵⁾」

「**第三条の二** ①裁判所は、コンセイユ・デタまたは破毀院への合憲性の優先問題の移送について、理由を付した判決によって、直ちに判断する。裁判所が当該移送を行うのは、次の〔全ての〕要件を満たす場合とする。…

②いずれの場合でも、裁判所は、憲法によって保障される権利および自由、ならびにフランスが締結した国際協定に対する法律の規定の適合性に異議を述べる申立理由を付託されるときには、コンセイユ・デタまたは破毀院に対する合憲性の問題の移送について優先的に (*par priorité*) 判決をしなければならない。…

④削除

「第三条の五」…

②いずれの場合でも、コンセイユ・デタまたは破毀院は、憲法によって保障された権利および自由、ならびにフランスが締結した国際協定における法律の適合性に異議を述べる申立理由を付託されるときには、合憲性の問題を憲法院に移

送することについて優先的に判決をしなければならぬ。」

「**第三条の七** ①憲法院に付託するコンセイユ・デタまたは破毀院の理由を付した判決は、当事者の趣意書または申立書とともに、憲法院に送達される。憲法院は、コンセイユ・デタまたは破毀院が合憲性の優先問題を憲法院に付託しないことを判決した場合には、理由を付した判決の写しを受領する。コンセイユ・デタまたは破毀院が**第三条の四**および**第三条の五**で規定される期間内に判決をしない場合には、当該問題は憲法院に移送される。」

「**第三条の八** ①憲法院は、本章の諸規定に従って付託され、直ちに共和国大統領、首相、国民議会議長および元老院議長に通知する。通知を受けた者は、憲法院に対して、合憲性の優先問題について所見を送達することができる。」

「**第三条の一〇** ……」

②憲法院は同様に、共和国大統領、首相、国民議会議長および元老院議長に、**第三条の八第二項**に定められた場合には、先述の規定に記載された機関にも、判決を伝達する (communiquer)。」

第三章 国民議会第二読会における審議過程

元老院第一読会による修正案は、二〇〇九年一月四日に国民議会第二読会、ワルスマン法律委員会に付託され、一月四日に、同委員会は報告書を提出した。一月二四日に、国民議会第二読会は同修正案について審議し、同日、修正案が国民議会第二読会において採択された。

一 国民議会第二読会での論議

ワルスマン法律委員会は、主に次の諸問題について報告しており、その点について見ていく。⁽⁴⁶⁾

(1) 合憲性の優先的審査

委員会は、まず、二〇〇八年憲法改正による事後審査制について、同委員会が合憲性の問題の優先性を明確に確認したことにより「合憲性の優先問題」と名付けられたことを報告する。⁽⁴⁷⁾

合憲性審査と条約審査の關係について、政府提出案で明示されていた憲法八八条の一の言及は削除し、通常裁判所は合憲性の問題ではなく、当該問題の移送について判断を下すことが明確にされたのである。

その結果、下級裁判所は、憲法によって保障される権利および自由を侵害する法律の規定に対する異議と、フランスが批准している国際協定の同様の規定に反する法律の規定に対する異議を付託されることに、最初に、コンセイユ・デタまたは破毀院への移送を判断しなければならない。同様に、コンセイユ・デタおよび破毀院も条約審査に優先して合憲性の問題の移送を判断しなければならないのである。⁽⁴⁸⁾

(2) 通常裁判所による移送に関するフィルターの基準

国民議会は、二重のフィルターについて注目し、一方でこの基準を緩和し、他方で、下級裁判所と最高裁判所で適用される基準の調和を図った。⁽⁴⁹⁾

第一の基準である「異議を申し立てられた規定が、〔当該〕訴訟もしくは〔当該〕訴訟手続に適用されるか、または提訴理由を構成すること」は、法律の規定が訴訟に適用できることのみを要求するために、異議を唱えられた法律の規定が訴訟の結果を左右することを予定するというように修正している。要求された基準は、訴訟の際に異議を唱えられた法律の領域を広げること認めなければならない。

第三の基準である問題の性質は調和が望まれた。すべての裁判所が合憲性の問題が新しい、または重大な問題があることを確認することが提案されたが、下級裁判所と最高裁判所で要件の違いが設けられたのである。

このような基準は結果として重大な問題であつても、新しくも難しくもない合憲性の問題を憲法院への移送を妨げることが指摘されていた。また、実際、移送の後に、異議を唱えられた規定について最高裁判所が判断する際に、最高裁判所の役割に曖昧さを生み出す問題が指摘されていた。そこで、最高裁判所に要求する基準が修正され、フィルターの程度は維持されたのである。

(3) 通常裁判所による合憲性の優先問題の審査期日

先述の通り、憲法六一条の「一はコンセイユ・デタおよび破毀院が「定められた期限内に」移送判断を下すと規定しており、それが組織法律案では三ヶ月となつた。それに対して、下級裁判所では「直ちに」判決を下すことができるように提案されたために、国民議会第一読会で修正案が提出され、「二ヶ月の期限内に」となつた。

直ちに判断しなければならぬ裁判所が二ヶ月後に判断しなかつた場合には、一ヶ月の間、訴訟当事者の一方は最高裁判所に合憲性の問題を移送する権利を持ち、また、三ヶ月の期限内に最高裁判所が判断しない場合には自動的に憲法院に移送されるという補完の規定のような規定を国民議会は提案し、採用したのである。

それが元老院において「直ちに」のみに修正され、具体的な期間の制限がなくなつた。それについて、委員会は、次のように述べる。⁽³⁰⁾

訴訟当事者は、迅速に憲法問題が受理されるか否か関心を寄せるのであるが、最高裁判所の移送判断を受ける前に下級裁判所が期限を超えることを懸念する。元老院では、先述の通り、期限の尊重が欠如する恐れから二ヶ月という期間を削除している。最高裁判所による移送審査の維持と同様に、下級裁判所による憲法問題の移送審査の維持は、国民議

会の意図と合致しているので、元老院による修正案が認められたのである。

(4) 通常裁判所における合憲性の優先問題の審査

消滅した係争中に提起された憲法院へ移送された問題の行方・処遇について、次のようにいう。最初の組織法律案では、合憲性の問題が提起された訴訟が消滅した場合には、合憲性審査もなくなると提案されていた。⁽³¹⁾

国民議会第一読会は二三条の八の一を提案し、特別に憲法院に移送された段階の場合には、訴訟の消滅に関係なく、判断できることとした。国民議会第二読会では、二三条の八の一を、二三条の九に繰り下げて新たな条文として独立させ、修正した。

本条に関して、フランスの新たな事後審査制は、市民の新たな権利として設けられたが、この制度は人権保障を充実させたのか、それとも憲法保障を強化したのかという問題について、今後の制度運用から検討する必要がある。

二 国民議会第二読会で修正された法律案

以上のような検討の結果、国民議会第二読会における主な修正箇所は、憲法六一条の一の適用に関する組織法律一条の「一九五八年一月七日オールドナンス第五八一〇六七号第二編第二章の二」における次の条文である。⁽³²⁾

「第三条の八の一 削除（本条は第一三条の九に移行）」

「第三条の九 憲法院が合憲性の優先問題を付託された場合においては、それが提起された訴訟手続が何らかの理由で消滅したときであっても、当該問題の審理には影響を及ぼさない。」

「第三条の一〇 憲法院は、付託から三ヶ月以内に判決をする。当事者は、対審で意見を述べることができる。憲法院の内部規則によって規定される特別な場合を除いて、法廷は公開である。」

「**第三条の二**」①憲法院の判決は、理由を付す。当該判決は、当事者に送達され、コンセイユ・デタもしくは破毀院 または場合によっては合憲性の優先問題が提起された裁判所にも送達される。

②憲法院は同様に、共和国大統領、首相、国民議会議長および元老院議長に、第二三条の八第二項に定められた場合には、先述の規定に記載された機関にも、判決を伝達する。

③憲法院の判決は、官報で公示され、場合によってはニュー・カレドニアの官報にも公示される。」

「**第三条の二**」憲法院が合憲性の優先問題を付託されたときに、司法扶助の名で参加する裁判補助職の報酬に対する交付金は、規則で定められる方式に従って増額される。」

第四章 組織法律に関する憲法院判決と制定後の事後審査の動向

以上の経緯を経て、憲法六一条の一に関する組織法律は、憲法六一条一項に基づいて、二〇〇九年二月三日に義務的に憲法院による審査を受けた。以下では、同判決で合憲とされた内容に触れ、二〇一〇年三月一日の同法律施行後における事後審査制の動向を考察する。

一 二〇〇九年二月三日憲法院判決

二〇〇九年一月二十四日に国民議会第二読会で憲法六一条の一の適用に関する組織法律案が採択され、翌二五日、同法律は憲法院に付託され、同年二月三日に憲法院は判決した。⁽³³⁾

憲法六一条の一の適用に関する組織法律一条について、憲法院は合憲としたものの、「〔判決理由の〕第一八段、第二

三段、第二八段に述べた留保の下で、憲法六一条の一に関する組織法律は憲法に反しない。」と判断した。同条の一九五八年一月七日オールドナンス第五八一〇六七号二三条の三、同二三条の四、同二三条の五および同二三条の七については、次の理由から解釈留保つきの合憲としたのである。

憲法改正の理由は、一方で、法律の規定が憲法の保障する諸権利および自由を侵害した場合に、コンセイユ・デタマは破毀院に属する裁判所系統に委ねられ、憲法院が合憲性の問題を付託され、場合によっては、その問題の違憲性について判断を下す権限を与えることである。

他方で、裁判行政を潤滑に運営するには、一七八九年人権宣言二二条、一五五条および一六条の結果による。合憲性の優先問題を提起する権利を認め、この目的を実施するのは、憲法六一条の一の適用要件を定める権限を持つ組織法律の制定者である。

憲法院は、これらのことを確認し、問題のオールドナンスの条項については次のように判断した。

「第一八段 一三三條の三の最終項は、憲法院が合憲性の優先問題を付託されて遅滞なく判断した場合にも、別の裁判で最終的な判決が下される余地を認めている。また、この仮定において、当該規定も、判決の既判力ともに当事者が憲法院判決を考慮して新たな別の訴訟を提起する権能を奪われないと考える。このような留保の下でのみ、これらの規定は合憲である。」

「第三三段 一三三條の五の最終項にある最終の第二文では、憲法院が合憲性の優先問題を付託されて遅滞なく判断した場合にも、別の裁判で最終的な判決が下される余地を認めている。これについては、「判決理由の」第一八段で指摘したのと同様の留保の下でのみ、これらの規定は合憲である。」

「第二八段 一三三條の四および一三三條の七の規定は、以下のように解釈されるべきと考える。すなわち、コンセイユ・

デタまたは破毀院において、手続の規定は公平な裁判を受ける権利の要請に合致するものでなければならず、必要な限りにおいて、組織法律四条の定める要件に従って、裁判所が合憲性の優先問題の移送を審査する場合に適用される規定の態様によって補完されるものとする。このような留保の下でのみ、組織法律の諸規定は合憲である。」

憲法院はこのように留保した上で合憲と判断し、その結果、憲法六一条の一の適用に関する組織法律は成立した。⁽⁵⁴⁾ 同法律は、その五条に基づき、翌年三月一日に施行し、ようやく事後審査制が動き出したのである。

二二〇一〇年三月一日の組織法律施行後における事後審査の動向

二〇一〇年三月一日に憲法六一条の一の適用に関する組織法律が施行されると、それを待ち望んでいたかのように、次々と市民により合憲性の優先問題が提訴される。その件数の多さからも、憲法院による違憲審査の判断に委ねるところは、非常に大きくなっていることがわかる。

初めて憲法院により事後審査が行われたのは、二〇一〇年五月二八日における軍人年金差別に関する判決である。⁽⁵⁵⁾ フランスの旧植民地出身の退役軍人は、旧植民地の独立後に年金額が凍結され、フランス国籍の退役軍人よりも年金額が低く抑えられていた。その問題は長く主張されており、二〇〇〇年代になると活発化した。二〇〇七年に、映画「デイズ・オブ・グローリー (DAYS OF GLORY : 原題 Indigènes)」で旧植民地軍の奮闘が描かれると、それに感銘したシラク元大統領がこの問題の解消に着手した。しかし、年金額が引き上げられたのは一部であり、その差は解消されなかった。

そこで、二〇一〇年四月一四日、市民の提訴によりコンセイユ・デタにおいて旧植民地軍人に支払われる年金の凍結化 (crystallisation) に関する法律の規定が、一七八九年人権宣言六条および一六条などに基づいて違憲であると訴えら

れたのである。コンセイユ・デタはこの合憲性の優先問題を憲法院に移送した。

憲法院の判決では、手続的な問題について、次のような判断が着目される。

「第六段 …一九五八年二月七日オールドナンス二三条の五の適用において、コンセイユ・デタもしくは破毀院が、規定が訴訟もしくは手続に適用できたか否か、または提訴の理由を構成したか否かを判断したことによる判決を再び問題にするのは、合憲性の優先問題を付託された憲法院の役割ではない。」

「第七段 従つて、これらの規定がコンセイユ・デタによつて憲法院に移送される問題の中に示されないものであるから、憲法院は：一九五九年二月二六日法律七一条および年金の「凍結化」に関する他の法律の規定が憲法に適合するか否かについて判決を下すことを求める申請人の提訴は却下されなければならない。この規定がコンセイユ・デタによつて憲法院に移送される問題の中に含まれるからには、憲法院は二〇〇六年二月二六日法律一〇〇条が憲法に適合するか否かについて判決を下さないことを求める首相の提訴も同様である。」

本判決で憲法院は、あくまでもコンセイユ・デタによる合憲性の優先問題の移送を前提としており、そこで移送されなかつた問題については判断を下さないと判示したのである。

さらに、違憲の宣言の効力に関して、次のように判断した。

「第二段 一九八二年八月三日法律二六条、二〇〇二年二月三〇日法律六八条および二〇〇六年二月二一日法律一〇〇条の廃止により、二〇〇二年二月三〇日法律六八条の発効前の諸規定から生じる国籍を根拠とする不平等の状況での軍人年金または退役軍人年金について、アルジェリア人以外の全ての外国人権利者を新しい地位に置き直すという結果になる。認められた違憲性を立法者に改善させるために、先述の規定の廃止は、二〇一一年一月一日から効力を発する。係争中の実際の訴訟の解決に当判決の有効性を保護するために、一方で、問題が違憲と宣言された諸規定の

適用にかかっている訴訟で二〇一一年一月一日までに判断を下すのを延期するのは、裁判機関の役割である。他方で、当判決日に当該係争中に新たな諸規定の適用を準備するのは、立法者の役割である。」

憲法院は、違憲と提訴された法律の問題を最終的に解決するのは、立法府であることをここで宣言したのである。そのため改正の期間としての猶予を七ヶ月設けている。その結果、立法府の手によって、旧植民地の軍人年金に関する規定は削除された。⁽⁵⁶⁾

このように、最初の判決で、憲法院がこれから事後審査を行うにあたり、立法府との関係を示し、憲法院の役割を明示した点は着目に値する。あたかも今後、憲法院が裁判機関としての役割を越えないよう宣言したかのようである。

本判決を皮切りに、違憲判決は次々に下されている。先述のように、フランスにおいて事後審査制がとりわけ拒絶されてきた歴史を考えると、驚くべき状況である。本判決以後、社会的に影響のある合憲性の優先問題が取り上げられている。例えば、二〇一〇年七月三〇日の警察留置判決では、刑事手続や警察留置の状況から「事情の変更」があるとして、犯罪の程度によらず一律二四時間の留置の延長を認めていることなどから、一七八九年人権宣言九条および一六条に違反すると判断された。⁽⁵⁷⁾

事後審査制が運用し始めた現在は、長年、立法府に届かなかった少数派の訴えが続くと思われるが、その中で憲法院が自らの役割をどのように考え、どのように判断していくのか、その機能の検討については今後の課題としたい。

むすび

事後的違憲審査制の導入は、市民に対して憲法の保障する権利および自由を確保するための制度である。憲法院は事

後審査において、人權規範について判断するのみならず、事後審査の手續についても判断を下している。例えば、違憲審査の対象、移送および付託の方法などについてである。

事後審査制の運用はその手續のあり方によっても左右される。これまで事後審査制の導入については、長い間論議され、一九九〇年に挫折した憲法改革から考えると、足かけ二〇年に渡る。その間、フランスの違憲審査制度を見直す目的として、次のことが指摘されていた。

それは、法治国家の観念である。「法治国家なくして人民の自由および国民主権はない」として、人權宣言の中で表明した重要な考えが主張されていた。これにより、権利および自由の保障をさらに強化するために、既存の法律の合憲性審査を補完しようとして、事後審査制の導入が求められたのである。

事前審査制の下では、法律が審署されると、その合憲性はもはや憲法院において争うことができな問題は度々、指摘されていた。憲法院により審査されなかった法律のすべての規定は、たとえ憲法適合性に疑いが認められても、すべての者に適用される。そのため、この欠陥は、フランスのような国において、もはや受け入れられないとして、今後、すべての訴訟当事者が自らの基本的諸権利の法的保護について直接関わることを可能にするために、基本的諸権利およびその保障に関して、事後審査による法律の合憲性審査を設けることが必要であることが明らかとされたのである。従って、これらの目的を充足するためにも、その手續のあり方について、今後、検討していくことが必要であろう。

(1) 拙稿「フランス憲法院の事後審査に関する憲法六一条の一の創設——二〇〇八年憲法改正による市民への提訴権拡大の動向——」同志社法学六二巻二号(二〇一〇年)二〇七頁以下。

(2) 拙稿・前掲注(1)二二六頁以下。

(3) ドイツ連邦憲法裁判所およびヨーロッパ人權裁判所に関しては、次の文献を参照。初宿正典・須賀博志編訳「原典対訳連邦憲法裁判所法」(成文堂、

- 二〇〇三年)、工藤達朗編『ドイツの憲法裁判——連邦憲法裁判所の組織・手続・権限——』(中央大学出版部、二〇〇三年)、ホルスト・ゼッカー(生天目忠夫訳)『概観ドイツ連邦憲法裁判所』(信山社、二〇〇二年)、戸波江一ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(信山社、二〇〇八年)。
- (4) 拙稿・前掲注(一)二二六頁以下。
- (5) C. C., Décision n°2009-595 DC du 3 décembre 2009, *JO*, 11 décembre 2009, p. 21381, Rec., p. 206.
- (6) Projet de loi organique relatif à l'application de l'article 61-1 de la Constitution, n°1599, déposé le 8 avril 2009.
- (7) La Commission de Jean-Luc Warsmann, Rapport n°1898 déposé le 3 septembre 2009, <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r1898.pdf>>
- (8) La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra* note (7), p. 9.
- (9) この点は、二〇〇八年憲法改正案の提案理由にも現れている。Projet de loi constitutionnelle de modernisation des institutions de la V^e République, n°820, déposé le 23 avril 2008, <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/projets/pj0820.pdf>>.
- (10) La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra* note (7), p. 13.
- (11) *Ibid.*
- (12) 正式名称は、「第五共和制の諸制度の現代化をはかり均衡を回復することについて再考し提案するための委員会 (Comité de réflexion et de proposition sur la modernisation et le rééquilibrage des institutions de la Ve République)」である。元首相のバラデュール (E. Balladur) が委員長を務めた。委員長報告は、次を参照。<<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/074000697/0000.pdf>>
- (13) La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra* note (7), p. 9.
- (14) La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra* note (7), p. 10.
- (15) *Ibid.*
- (16) Rapport n°892 déposé le 15 mai 2008 (mis en ligne le 16 mai 2008 à 23 heures 45) par M. Jean-Luc Warsmann, <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r0892.pdf>>.
- (17) La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra* note (7), p. 12.
- (18) *Ibid.*
- (19) *Ibid.*

- (20) La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra note* (7), p. 10.
- (21) *Ibid.*
- (22) La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra note* (7), p. 15.
- (23) *Ibid.*
- (24) 「シモエドコソト」委員が「カルカマン」を数々の「高層」を報告している。 La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra note* (7), p. 16.
- (25) *Ibid.*
- (26) La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra note* (7), p. 11.
- (27) La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra note* (7), p. 18.
- (28) La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra note* (7), p. 19.
- (29) *Ibid.*
- (30) La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra note* (7), p. 21.
- (31) La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra note* (7), p. 23.
- (32) *Ibid.*
- (33) Assemblée nationale, Projet de loi organique relatif à l'application de l'article 61-1 de la Constitution, adopté en 1^{ère} lecture par l'Assemblée nationale le 14 septembre 2009, TA n°331.
- (34) La Commission de Hugues Portelli, Rapport n°637 déposé le 29 septembre 2009, <<http://www.senat.fr/rap/08-637/08-6371.pdf>>.
- (35) La Commission de Hugues Portelli, *supra note* (34), p. 22.
- (36) *Ibid.*
- (37) La Commission de Hugues Portelli, *supra note* (34), p. 24.
- (38) La Commission de Hugues Portelli, *supra note* (34), p. 25.
- (39) *Ibid.*
- (40) C. C., Décision n°2007-560 DC du 20 décembre 2007, JO, 29 décembre 2007, p. 21813, Rec., p. 459.
- (41) La Commission de Hugues Portelli, *supra note* (34), p. 26.

- (42) La Commission de Hugues Portelli, *supra note* (34), p. 27.
- (43) La Commission de Hugues Portelli, *supra note* (34), p. 28.
- (44) La Commission de Hugues Portelli, *supra note* (34), p. 30.
- (45) Sénat, Projet de loi organique relatif à l'application de l'article 61-1 de la Constitution, modifié en 1^{ère} lecture par le Sénat le 13 octobre 2009, TA n°4.
- (46) La Commission de Jean-Luc Warsmann, Rapport n°2006 déposé le 4 novembre 2009, (mis en ligne le 6 novembre 2009 à 16 heures 30), <http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r2006.pdf>
- (47) La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra note* (46), p.6.
- (48) La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra note* (46), p.7.
- (49) *Ibid.*
- (50) La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra note* (46), p. 13.
- (51) La Commission de Jean-Luc Warsmann, *supra note* (46), p.9.
- (52) Assemblée nationale, Projet de loi organique relatif à l'application de l'article 61-1 de la Constitution, adopté sans modification en 2^e lecture par l'Assemblée nationale le 24 novembre 2009, TA n°370.
- (53) C.C., *supra note* (5).
- (54) Loi organique n°2009-1523 du 10 décembre 2009 relative à l'application de l'article 61-1 de la Constitution, JO, 11 décembre 2009, p.21379. 組織法律の邦訳および条文の詳細については、次の文献を参照。辻村みよ子「フランス憲法と現代立憲主義の挑戦」（有信堂、二〇一〇年）、辻村みよ子・糠塚康江「フランス憲法入門」（三省堂、二〇一二年）、今関源成「フランス憲法院への事後審査制導入——『優先的憲法問題 question prioritaire de constitutionnalité』早稲田法学八五巻三号（二〇一〇年）二二頁以下、横尾日出雄「フランスにおける事後の違憲審査制の導入と『合憲性の優先問題』——憲法第六十一条ならびに二〇〇九年二月一〇日組織法律に基づく憲法院の違憲審査について」Chukyō lawyer 一四号（二〇一二年）四三頁以下、拙稿「市民の提訴に基づく初のフランス憲法院判決——憲法六一条の一の適用に関する組織法律制定から二〇一〇年五月二八日判決に至るまで」同志社法学六二巻四号（二〇一〇年）四六九頁以下。
- (55) C.C., Décision n°2010-1 QPC du 28 mai 2010, JO, 29 mai 2010, p.9728, Rec., p. 91.

(56) 二〇一〇年二月二十九日法律第一六五七号二一条による。

(57) C. C., *Décision n°2010-1422 QPC du 30 juillet 2010, JO, 31 juillet*, p.14198, *Rec.*, p. 179.